

意見書第6号

雇用促進住宅の民間譲渡問題と入居者への十分な配慮と支援を求める意見書

雇用促進住宅については、規制改革3ヵ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しして廃止することとされ、本年4月1日付けで廃止決定された650住宅について、例えば、事前の説明がなされず退去を求める突然の通知文の配布により、入居者に多大な不安と混乱が生じています。

特に、高齢世帯や転居先のない入居者などに計り知れない不安と入居者の実情を把握しないままの一方的な手法に大きな疑問が生じています。

については、政府におかれては以下の取り組みについて特段の配慮がなされますよう強く要請します。

記

1. 入居者の現状と意向を把握、確認すること。その上で個々の状況に応じたきめ細かな対応をすること。
2. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を強化すること。
3. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるように、個々への丁寧な対応、入居者説明会を実施すること。
4. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え、転居先が決まらない入居者については、転居先が定まるまで期間を猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛

長浜市議会議長